

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125-0041

東京都葛飾区東金町2-7-12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP：<http://www.srseki.info>



10月から変わる「子ども手当」

◆支給額の変更

現行の子ども手当は、中学生までの子ども1人当たり一律月額13,000円ですが、この10月以降、3歳未満は15,000円、3歳から小学校卒業までは1万円（第3子以降は15,000円）、中学生は1万円となります。

◆支給要件を厳格化

また、子どもの国内居住など支給要件を厳格化することに伴い、すべての対象世帯に市町村への申請を求めるとしています。これまで、新規の受給者は申請を行う必要がありましたが、2009年度まで児童手当を受給していた人は免除されていました。

申請は10月以降、保護者と子どもの氏名、年齢、養育状況などを記した書面を市町村窓口に提出することになります。未申請の人には支給されませんが、経過措置として来年3月までに手続きを行えば遡って支給されます。

この他、保護者の同意を条件に給食費を差し引いたうえで手当を支給する仕組みや、滞納が問題になっている保育料を手当から天引きできる仕組みの導入も検

討されています。

◆扶養控除廃止のままで実質増税

来年6月分からは新児童手当に所得制限が課され、年収960万円程度を越す世帯への支給は打ち切られます。「児童手当」から「子ども手当」に制度変更した際に見直した扶養控除の縮小はそのまま、0歳から15歳までの年少扶養親族にかかる扶養控除が、今後は所得税・住民税ともに廃止となるため、実質増税となります。

◆控除縮小による影響

働く夫、専業主婦の妻、子ども2人の家庭を想定して、旧制度である児童手当との増減を試算したところ、新制度で恩恵を受けるのは年収500万円程度までの世帯だそうです。

年収500万円以上1,000万円未満程度の家庭では、子どもの年齢や数によっては負担が増えることもあります。年収1,000万円の世帯では、新児童手当が受け取れないうえ、控除縮小に伴う所得税と住民税の増額が重くのしかかることになります。

60歳以降の在職老齢年金のしくみ

- ◆老齢厚生年金を受給できる人が在職し、厚生年金に加入しながら受給する老齢厚生年金のことを「在職老齢年金」といいます。
- ◆厚生年金の被保険者とならないで働いている場合は、「在職老齢年金」になりません。この場合は、給料・賞与に関係なく年金は全額支給です。
- ◆厚生年金の加入は70歳までです。70歳以上の在職者は、保険料を納めませんが、在職老齢年金のしくみが平成19年4月から適用になりました。

65歳未満の在職老齢年金

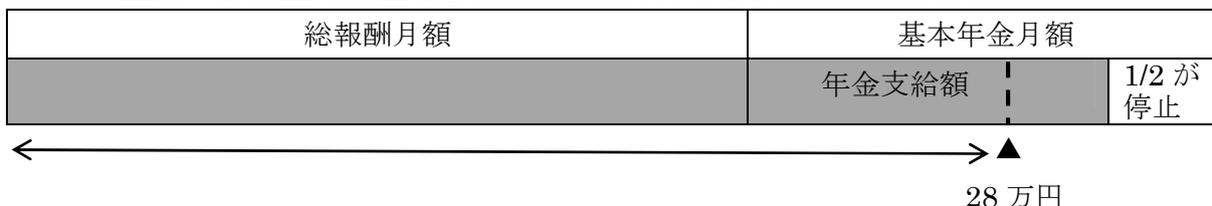
- ◆65歳未満の在職老齢年金額は基本年金月額（定額部分と報酬比例部分の合算額）と総報酬月額との合計額で計算されます。総報酬月額とは、「標準報酬月額+直近1年間の賞与額の12分の1」の額です。
- ◆65歳未満の在職老齢年金で減額されるのは「基本年金月額」で、配偶者加給は減額されません。しかし、基本年金額が全額支給停止になる人の配偶者加給は、全額支給停止となります。

65歳未満で基本年金月額が28万円以下のとき

- ① 総報酬月額と基本年金月額との合算額が28万円以下のときは、年金は減額されません。例 月給18万円、賞与無し、年金月額10万円のとき、年金全額支給。
- ② 総報酬月額が46万円以下で基本年金月額の合算額が28万円を超えるときは、

28万円を超える部分の額の2分の1が停止

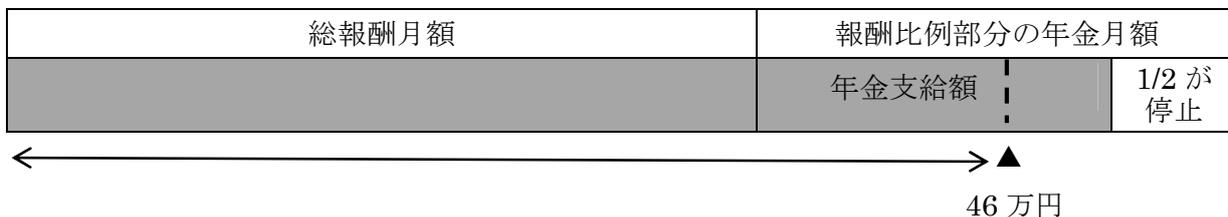
$$\text{年金支給額} = \text{基本年金月額} \times 0.5 - (\text{総報酬月額} \times 0.5 - 14 \text{万円})$$



- ③ 総報酬月額が46万円をこえるときの年金支給額＝
基本年金月額－(46万円＋基本年金月額－28万円)÷2－(総報酬月額－46万円)
(基本年金月額が28万円を超える人はほとんどおりませんので省略します。)

65歳以上75歳未満の在職老齢年金

65歳以上の人に支給される在職老齢年金は、「総報酬月額と報酬比例部分年金月額との合算額」が46万円以下のときは全額支給され、**46万円を超えると、超える部分の額の2分の1が支給停止**になります。老齢基礎年金部分は全額支給されます。



社員の妊娠・出産から職場復帰まで

女性社員から妊娠したとの報告がありました。健康保険の給付や保険料免除制度等があると聞きましたが、どのような制度があるのでしょうか。

1 産前・産後の休業と出産手当金

協会けんぽに加入する被保険者が出産日（出産日が出産予定日後のときは出産予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合は、98 日）から出産日後 56 日までの間の労務に服さなかった期間は、1 日につき標準報酬日額の 3 分の 2 に相当する額が、出産手当金として支給されます。休業期間中も給与を受けられる場合は、その額が控除されます。

2 出産と出産育児一時金

協会けんぽに加入している被保険者や被扶養者が出産したときは、出産育児一時金として 1 児につき 42 万円が支給されます。なお、出産育児一時金を直接医療機関等に支払う直接支払制度や、受取代理制度もあります。また、出産した子を被扶養者とする場合は、健康保険被扶養者届が必要です。

3 育児休業と社会保険料免除

被保険者が 3 歳未満の子を養育するため、育児休業等を取得しているときは、申出により会社・被保険者双方の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料が免除されます。免除期間は、育児休業等の開始日の属する月から、育児休業等の終了日の翌日の属する月の前月までです。

4 育児休業給付金（雇用保険）

受給資格要件および支給要件を満たす雇用保険の一般被保険者が 1 歳または 1 歳 2

カ月（支給対象期間の延長に該当する場合は 1 歳 6 カ月）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、休業開始時の給与の約 50% の額を支給するものです。育児休業終了日を含む対象期間は日割り計算となります。

5 職場復帰と育児休業等終了時改定

育児休業等終了後勤務時間の短縮等により報酬が変動した場合、3 歳未満の子を養育し、標準報酬月額に 1 等級以上の差が生じた被保険者からの申出により、標準報酬月額を改定することができます。標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日の属する月以後 3 カ月間に受けた報酬の合計を 3 で除した平均額で決定します。ただし、報酬の支払基礎日数が 17 日未満の月は、その月を除いて平均額を計算します。

6 年金額計算の標準報酬月額の特例

3 歳未満の子を養育期間中の被保険者の標準報酬月額が、勤務時間の短縮等により養育期間前を下回る場合には、被保険者からの申出により、「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」の提出により、養育期間前の（高い）標準報酬月額で老齢厚生年金等の年金額が計算されます。ただし、この特例は、厚生年金保険だけに適用するため、健康保険の傷病手当金等は、実際の（低い）標準報酬月額で計算されることになります。

出産		職場復帰	
産前休業	産後休業	育児休業	職場復帰
・ 出産手当金 ・ 出産育児一時金 ・ 被扶養者届		・ 社会保険料免除 ・ 育児休業給付金	・ 標準報酬育児休業等終了時改定 ・ 厚生年金保険養育期間標準報酬月額の特例

●年金一元化法案を来年の通常国会に

政府は、公務員共済（国・地方）、教職員共済（私学）を厚生年金に統一し、共済年金の保険料率を厚生年金と同じにする「被用者年金一元化法案」を、来年の通常国会に提出する方針を固めた。共済年金の上乗せ部分を廃止し、企業が独自に設けている企業年金と同様の新しい仕組みも検討する考え。（9月19日）

●2010年の民間企業の給与平均412万円

国税庁が平成22年の「民間給与実態統計調査」の結果を発表し、民間企業における平均給与が412万円（前年比6万1,000円増）と3年ぶりに増加したことがわかった。内訳は給与・手当が353万9,000円（同1.2%増）、賞与が58万1,000円（同3.6%増）で、男女別では男性が507万円、女性が269万円だった。（9月17日）

●パートに社会保険適用拡大の場合の試算

厚生労働省は、パート労働者に社会保険が適用拡大された場合の負担と給付に関する試算結果を発表し、46歳で月収10万円の女性が国民年金から厚生年金に移行した場合、生涯の年金支給額が17万3,000円増加することなどがわかった。なお、保険料負担については、サラリーマンの妻では年9万7,000円の負担増、単身者や自営業者の妻では年8万4,000円の負担減となる。（9月17日）

●公的年金支給額の引下げを検討 厚労省

厚生労働省は、公的年金の支給額を段階的に引き下げること検討していることを明らかにした。減額幅は年0.8~0.9%で、国民年金では500~600円の減額とする考え。早ければ2012年度からの実施を目指すとしているが、与野党間の調

整の難航が予想されている。（9月16日）

●9年間で約4万社の製造業が「消滅」

2002年から2010年の9年間で破産、特別清算、休業、廃業、解散などにより「消滅」した製造業が3万9,872社に上ることが、帝国データバンクの調査で明らかになった。95%以上が中小零細企業だった。（9月16日）

●年金受給資格期間「10年」に短縮を検討

厚生労働省が社会保障審議会（年金部会）の初会合を開き、年金の受給資格を得るために必要な期間を現行の「25年」から「10年」に短縮することを検討していることがわかった。無年金・低年金となる高齢者の増加を防止するのがねらい。（9月14日）

●最低賃金 東京837円、神奈川836円

厚生労働省は、2011年度の最低賃金に関して各都道府県の審議会が出した答申状況を発表し、東京837円、神奈川836円、埼玉759円、千葉748円。全国平均（時給）が737円（前年度比7円増）となったことがわかった。新しい最低賃金は9月末から順次適用される。（9月13日）

●非正社員・短時間労働者に社会保険の適用拡大

厚生労働省が社会保障審議会の特別部会を開き、非正社員や短時間労働者に厚生年金・健康保険の適用を拡大するため、加入要件を見直す検討に入った。現行の要件である「週30時間以上勤務」を「週20時間以上勤務」とする考え。また、国民年金保険料の支払免除基準も、現行の「年収130万円未満」からの引下げを検討している。（9月2日）